

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>令和5年10月16日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>令和5年1月30日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	
<p>〔I〕 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>③ <u>契約金額が500億円を超える場合は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ</u> 契約金額が500億円を超える輸出契約等については、原則として保険契約を締結しないこととする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす輸出契約等に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。</p> <p><u>ロ</u> <u>保険契約を締結した輸出契約等について、重大な内容変更等に該当しない増額を行った場合であって、増額後の契約金額が500億円を超えるもの（当該増額により増額後の契約金額が500億円を超えるものを含む。）について保険契約の変更を希望するときは、被保険者は当該増額に係る内容変更等の通知を行う前に日本貿易保険に事前の承認申請の要否を確認する。当該確認に対して日本貿易保険が必要と判断した場合には、被保険者は当該内容変更等について事前の承認申請を行うものとする。</u></p>	<p>〔I〕 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>③ 契約金額が500億円を超える輸出契約等については、原則として保険契約を締結しないこととする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす輸出契約等に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。</p>	

新	旧	備考
附 則〔抄〕 附 則〔 <u>令和5年10月16日</u> 〕 この改正は、 <u>令和5年10月31日</u> から実施する。	附 則〔抄〕 附 則〔 <u>令和5年1月30日</u> 〕 この改正は、 <u>令和5年3月20日</u> から実施する。	